



～ 令和3年度 共同実施 報告 ～



今年度も事務の共同実施にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

共同実施会のグループ活動を軸に、町教育委員会と共同実施組織が連携し「正確でより質の高い事務の提供」及び「学校運営に参画できる学校事務職員の育成により、学校の総合力の向上を図る」ために取り組みました。

全体会として、教育資源の有効活用を図るため閉校した学校への現地視察を実施しました。事前に備品等を把握することができ、円滑に備品希望の調整、備品の移設をすることができました。その後、各校での備品点検作業、来年度予算要求に向けて共通理解を図ることができました。

手引き・サービスグループ

本年度は「町会計事務の手引きの改訂」と「研究集録（様式集）の改訂」を行いました。

町会計の手引きの改訂は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、教育委員会との協議を中止し紙面で改訂原稿を確認していただきました。

様式集は、押印の廃止に伴い変更となった県の様式を中心に見直しを行いました。

若手や臨時の事務職員が増えてくる中、月1回のグループ会が気軽に相談できる場、情報交換の場としても機能していると感じました。

備品グループ

昨年度に引き続き統合による備品の移設、整理にかかる作業を重点的に行いました。

新設校の備品の確認及び新しい備品番号シールの貼付など、一人では難しい作業をグループみんなですることができ、とても助かりました。

来年度は小学校の統合前年なので、今回作業時に困った事や事前に準備をしておいてよかったことなど備品に限らず共通理解しておき、次回に生かしたいと思います。

令和3年度も残りわずかとなりました。忙しい時ですが「丁寧な事務処理」と「情報管理への細心の注意」を心がけましょう！

年度末

- 公文書・備品は定位置に戻しましたか？
- 出席簿・指導要録・旅行命令・依頼簿等の記入もれや押印忘れはありませんか？
- 校務用のパソコン内に不要なデータは残っていませんか？データの削除、ファイルやフォルダの整理もお忘れなく！

年度始め

- 諸手当や扶養状況に変化はありませんか？
 - ・扶養状況の変化（卒業・就職など）
 - ・住居移転や契約更新・家賃の変更など
 - ・通勤方法、経路の変更など
- 給料・旅費・医療費の受取口座の変更はありませんか？（手続き完了まで解約しないこと）

要注意

書類の提出期限 とは？

必着日 のことです。

郵送の場合、土日祝日、投函場所や時間によって日数がかかりますのでご留意ください。また、町の逓送便を利用する場合、経由地があったり迷子になったりする場合がありますので余裕をもって提出しましょう。



4月から扶養状況に変化はありませんか？

ご家族の状況（就職・離職・転居など）に変化があれば、すぐに事務職員へお知らせください。いろいろなケースがあります。本人からの申し出がないと手続きができませんので迷わずにご相談ください。

3月末に退職した家族
はいませんか？

（進学等で）被扶養者の
住所・氏名・受取口座等
の変更はありませんか？



4月から就職する被扶養者は
いませんか？

共済組合の被扶養者証（保険証）
は、就職日以降は使用
しないでください。

異動が決まったら…

通勤手当（自家用車通勤）

*令和3年4月1日から変更

- *最短経路を1回計測する。（自宅⇄学校）
- *高速道路で通勤する場合、辞令発令日から5日以内にETCで利用開始し、利用証明書（往復）を取っておく。
- *必ず事前に事務職員へ相談を

マイカップや上靴、その他、私物の忘れ物はありませんか？

着任式の場所や時間は確認しましたか？



異動の際に渡される封筒の中には履歴書や健康診断票等、重要な書類が入っています。

必ず転勤先の校長先生に手渡ししましょう。

単身赴任手当

- *支給要件は以下の通り。（詳しくは事務職員へ）
- ①転居：異動に伴うこと
- ②単身：常況とすること
- ③別居：配偶者等とやむを得ない理由により別居すること
- ④距離制限等：通勤距離が60km以上または通勤時間がおおむね1時間以上であること

住居手当（住居移転がある場合）

- *住民票の転入日は、新聞発表から4月1日の間とする。（4月1日が望ましい）
- *新住民票（マイナンバーの記載のないもの）を2部取っておく。（住居手当と赴任旅費用）
- *借家の契約日は4月1日までにする。
- *借家から自宅に引っ越す場合は3月分の家賃の支払い証明が必要。

臨時的任用職員の方へ

- ◆共済組合員証の返納
任用期間が終了後すみやかに返納してください。（最終勤務日に事務職員へ）
※引き続き、数日以内に任用される場合は返納なし
- ◆退職後の健康保険について
・ 家族の扶養 ・ 国民健康保険 ・ 任意継続のいずれかになります。
- ◆年休の取扱い
引き続き、数日以内に任用される場合、年休残日数が引き継がれます。（上限あり）

再任用職員の方へ

- ◆新たに再任用職員になった方は、給与・旅費の口座登録が必要です。また、所属が変わらない場合でも通勤届が必要になります。（扶養手当、住居手当は支給されません）
- ◆退職年の3月31日時点での年休残日数が引き継がれます。